

2000年3月9日
(平成12年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

犬の登録事務等業務に係るコンピュータ利用について（答申）

2000年（平成12年）2月21日付けで諮問された、犬の登録事務等業務（以下「本業務」という。）に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は、次のとおりである。

- (1) 本市では、「狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）」に基づき、神奈川県藤沢保健福祉事務所（以下「保健福祉事務所」という。）及び藤沢市獣医師会とともに、狂犬病の発生を予防し、公衆衛生の向上を図るため、集合狂犬病予防注射を実施し、また動物愛護精神の普及と適正飼育に対する関心と理解を深めるため、長寿犬の表彰等を行っている。
- (2) 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。以下「地方分権一括法」という。）」の制定に伴う、狂犬病予防法の改正により、これまで犬の所在地を管轄する都道府県知事が行っていた犬の登録に係る業務が、平成12年4月1日より市町村長に委譲されることとなり、本市においても、保健福祉事務所が行っていた業務を全面的に行うこととなった。
- (3) 本市における犬の登録数は約14,000頭であり、原簿への登録をはじめ、鑑札の交付、狂犬病予防注射の通知、注射済票の交付、長寿犬の抽出等を行う

に当たり、多量なデータを正確かつ効率的に処理して管理するとともに、市民サービスの向上を図るために、コンピュータの利用が不可欠である。

- (4) 日常的な処理体制及び安全対策としては、本業務における個人情報の保護及び安全確保を図るため、「犬の登録管理システム個人情報取扱要領」を定め、システム及びデータ保護の管理を行う。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

本業務は、地方分権一括法の制定及び狂犬病予防法の改正により、本市において飼い犬の登録を行うこととなり、登録原簿の管理に伴う予防注射の実施、長寿犬の表彰等に係る業務を行うに当たり、多量なデータを正確かつ効率的に処理し、管理することは、本業務において不可欠であり、コンピュータ利用の必要性は認められる。

(2) 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、次に掲げる事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

犬の所有者の氏名、電話番号、住所

飼い犬の登録番号、登録日付、注射番号、注射日付、注射実施状況、種類、毛色、性別、名前、体格、生年月日、特徴

(3) 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、事業主管課において単体のパーソナルコンピュータを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合はなく、個人情報の加工処理はされないと考えられる。

(4) 安全対策

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全対策のために必要な事項を定めた「犬の登録管理システム個人情報取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上